

厚生労働科学研究費補助金
分担研究報告書

EU の労働安全衛生体制とリスクアセスメント

研究協力者 鈴木 俊晴 茨城大学人文学部・准教授

研究要旨

本稿では、EU が推奨するリスクアセスメントについて紹介、分析を行った。具体的には、1989年にEU（当時はEEC）が打ち出した労働安全衛生体制の枠組みに関する理事会指令の概要、およびそのうちのリスクアセスメントについての規定内容、またこれを受けて欧州理事会により作成されたリスクアセスメントについて定められたガイドラインを紹介、分析することで、EU が推奨するリスクアセスメントの内容とは何か、またいかなる点が重視されているのか等を明らかにした。その結果、以下のような知見が得られた。

事業者に課されたリスクアセスメントの内容は1989年理事会指令6条および9条に規定されているが、具体的内容については、ガイドラインに規定がある。ガイドラインには、リスクアセスメントの目的、重要な要素、方法等が詳細に書かれている。

ガイドラインによると、リスクアセスメントは、第一義的には、リスクの除去のために行われるべきとされる。もっとも、リスクの除去が不可能な場合であっても、できるだけリスクを減らし、かつ新たな知識および技術がもたらされた場合には、さらなるリスクの減少のための措置を講ずべきことが強調されている点は重要である。加えて、リスクアセスメント及びリスクの除去が、新たなリスクを生み出すものであってはならないことも注意喚起されている。また、リスクアセスメントを行う際に考慮すべき重要な要素について、リスクアセスメントは、合理的に予見可能なあらゆるリスクを網羅すべきであること、作業場の性質に応じてリスクアセスメントのあり方も変わること、

他企業の従業員や顧客など、外部者が作業場に存在する可能性も考慮してリスクアセスメントを行うべきこと、等の要素につき、特に注意をするよう促している。

リスクアセスメントの方法については、まず、あらゆるハザード及びリスクが考慮されるようにすべきであること、そして、リスクが特定されたら、まずはそれが除去するものかどうかから考察すべきであること、という大原則を述べる。そのうえで、リスクアセスメントに対するアプローチの方法として、作業場の環境の観測、仕事内容の特定、それぞれの仕事についてのリスクの評価、現在変化しつつある仕事内容の観測、労働パターンの分析、作業場に影響を与えうる外的要因の考慮、仕事上のストレスにつながるかもしれない精神的・社会的・身体的要因の調査、労働条件を維持するための組織の調

査、があるとしている。また、リスクアセスメントは、リスクを漠然と全体的に考察するよりも、既知の、またコントロールの方法がすでに判明しているリスクと、より緻密な考察を必要とするリスクに分け、より緻密な考察を必要とするリスクについては、さらに、より洗練されたリスクアセスメントの方法を考察すべきであるとしている。

また、枠組み指令 11 条およびガイドラインでは、リスクアセスメントを実施するに際して、リスクの特定をより正確なものとするため、当該作業場および作業内容を熟知する、実際に働く労働者の意見等を十分に考慮に入れるべきとしている。

以上のようなリスクアセスメントを誰がおこなうかについては、枠組み指令 7 条やガイドラインに規定がある。そこでは、使用者に対し、リスクアセスメントを行う組織を十分に整備することを注意喚起したうえで、リスクアセスメントを実施する主体としては、使用者自身、使用者から指名された従業員、外部の専門的機関を選択肢として規定する。もっとも、どのような主体がおこなうにせよ、リスクアセスメントを行う能力があることが重要である。そこで、リスクアセスメントを実施する人物および使用者は、付加的な措置が必要か否かを把握しておくため、リスクアセスメント実施者のアセスメント能力の限界を認識しておくことが非常に重要であるとする。そして、場合によっては、異なった能力を有する者に協力させてアセスメントをおこなわせるべきとしている。

また、枠組み指令 10 条およびガイドラインでは、事業者は、リスクアセスメント実施者に対し、当該事業場に存在するリスクおよび、労働環境につき求められている法的水準や望ましい水準について、十分に情報提供しなければならないと述べている。加えて、同じ作業場におけるアセスメントの実施者は、相互に情報を共有する必要があるし、使用者もその促進に努めなければならないとしている。

リスクアセスメントは、継続する事業活動において、絶えず安全な労働環境を提供するものでなければならない。そこで、ガイドラインでは、リスクアセスメントの再検討及び改訂のため、リスクアセスメントの結果とられた措置の効果について、常にモニタリングしておくべきとしたうえで、時系列的な企業の環境変化およびアセスメントの結果もたらされた環境変化等に応じて、リスクアセスメントの内容も絶えず更新し続けるべきであるとされている。

以上が、EU が加盟各国に課すリスクアセスメントの内容である。ここで重要なことは、EU 枠組み指令およびガイドラインの全体を通じて、技術の進歩および労働環境の変化に対応するため、リスクアセスメントの内容は不断に再検討され、改訂されるべきこと、および リスクアセスメントの作成および改訂にあたっては、作業場の現実の労働環境や労務遂行方法に熟知する労働者およびその代表者に対する諮問および彼らの参加が不可欠であることが、常に強調されていることである。作業場に存在する現実のリスクを正確に分析し、これに的確に対処するためにも、以上の 2 点は不可欠であると言えよう。わが国においても、リスクアセスメントそのものの内容の適切性を担保するためにも、

この点に関する法的枠組みおよび実務上の仕組みをどのように構築するかが、リスクアセスメントの実効性を確保するもっとも重要なカギになるのかもしれない。

A．研究目的および研究方法

わが国においてリスクアセスメントの方法を考察する場合、他国の制度を参照することは、わが国の制度がより実効的なものとなるための重要な資料を提供してくれるという点で、極めて有益である。そのため、このような作業は、わが国のリスクアセスメント手法がより成熟するためにも、必須の作業と言っていいたい。とりわけ、EU の取組を分析することは、EU に加盟する各国が全体として、いかなる点に重点を置いてリスクアセスメントを行うべきかについての総意を知ることができ、リスクアセスメントのエッセンスを知る作業と同義とも言っていいたいほどの重要性をもつ。そこで本稿では、EU が推奨するリスクアセスメントが、どのような法的枠組みのもとで、どのような内容を有するものであるかについて、詳細に紹介、分析を行うこととした。

以上の研究目的のもと、本稿では、1989 年に EU（当時は EEC）における労働安全衛生体制の枠組みを打ち出した理事会指令の概要およびそのうちのリスクアセスメントについての規定内容、また これを受けて欧州理事会により作成されたリスクアセスメントについて定められたガイドラインを紹介、分析することで、EU が推奨するリスクアセスメントの内容とは何か、またそこで重視されている点はどこにあるのかを明らかにしたい。

なお、本稿では、リスクアセスメントが各国においてどのようなかたちで波及したかについては十分に触れることができなかつたため、今後の研究課題としたい。

B．研究結果

1．EU の安全衛生体制

EU における労働者の健康及び安全確保対策の体系としては、まず、1989 年 6 月 12 日に策定された「労働安全衛生の改善を促進するための施策の導入に関する理事会指令」(**COUNCIL DIRECTIVE of 12 June 1989 on the introduction of measures to encourage improvements in the safety and health of workers at work (Directive 89/391/EEC)**) が、事業主の責任において労働者の健康及び安全を確保する旨の一般原則の下、事業主が負うべき義務等を定めることにより、各加盟国の法令により担保されるべき最低基準を規定している。その上で、2002 年から、5 年程度ごとを計画期間とする中期戦略 (**Community Strategy on health and safety at work**) を策定し、EU 全体としての達成目標や重点取組課題等を定め、加盟国の取組を支援・促進する仕組みとなっている。

2．1989 年 6 月 12 日理事会指令

(1) 制定経緯

EU (EC) は、その設立当初より、安全衛生に対して極めて高い関心を持っていた。「欧州連合の機能に関する条約 (**Treaty on the Functioning of the European Union: TFEU**) 」151 条 (旧欧州共同体条約 (以下、旧 **TEC**) 136 条) では、労働条件および労働者の生活水準の向上を要求しているし、**TFEU156 条** (旧 **TEC140 条**) では、労働衛生の分野において、欧州委員会は、

加盟国が協力することを促進すべきことが規定されている。

EU（EC）が安全衛生を積極的に推進するのは、2つの観点からの理由があるとされている¹。一つはもちろん、労働者の安全及び健康を確保することで、人間らしい生活を営めるようにするという観点からである。しかし、ここで重要なのは、もう一つの、経済的観点からの理由である。労働に関連する傷病によって、GDPの1.5～4%ほどの損失が出ているとされている。特に、漁業、農業、建設業、医療福祉業では30%、鉱業、製造業、飲食業、運送業では15%、労働災害の発生率が平均よりも高いとされている。以上から、委員会では、域内の労働安全衛生水準を高めることが、長い目で見れば、企業のコストを削減し、経済競争力の強化につながるのではないかと考えている。また、域内の競争条件を平等にするという観点からも、安全衛生水準の向上が主張されている。EU（EC）が域内で一定の安全衛生水準を策定すれば、加盟国間では、安全衛生にかかる企業のコストは一定のものとなる。これにより、たとえば安全衛生水準の低い企業が低コストで商品を生産するなどして価格競争力を高めることができなくなるのである。このような主張は、すでに安全衛生水準が高く、かなり高いコストをかけているイギリスなどから共感を得ている。

このような目的のもとで展開したEUにおける労働安全衛生政策を紐解いてみよう。従前からこの地域では、欧州石炭鉄鋼共同

体（ECSC）条約のもとで、種々の安全衛生調査計画が実施され、鉱山での火災や爆発の件数を減少させる努力が行われていた²。しかし、1974年、欧州理事会が労働条件の向上を目指し「社会行動計画（**Social Action Programme**）」を策定したことがきっかけとなって、この地域の労働安全衛生政策が大きく展開することとなった。この行動計画のなかでは、「とりわけ...労働における安全衛生条件を向上させることを通じて...労働者の生活および労働条件の『人間化（**humanization**）』を目指した」プログラムを設立することが謳われた。そのため、これに基づき、欧州委員会の労働安全衛生活動の準備および実施をサポートするため「労働における安全、衛生、健康保護に関する諮問委員会（**Advisory Committee for Safety, Hygiene and Health Protection at Work**）」が設立されることとなった（2003年からは、政労使の三者構成からなる「労働安全衛生に関する諮問委員会（**Advisory Committee on Safety and Health at Work: ACSH**）」となっている）。このような活動のもと、労働安全衛生に関する指令の第一弾として、危険物質である塩化ビニルモノマー（**VCMs**）の工場における二つの指令が策定された。言語の問題を解消し、労働災害を減少させるため、安全サインについての指令（**Directive 77/576**）が策定され、緊急時に労働者の注

¹ Catherine Barnard, **EU EMPLOYMENT LAW**, 4th ed., oxford university press, 2012, p.501.

² 以下の制定経緯に関する記述は、Catherine Barnard, *op. cit.*, p. 502-および Jane E. Kineke, **The EEC Framework Directive for Health and Safety at Work**, *Boston College International and Comparative Law Review*, Vol.4, Issue 1, pp. 214-216 を参照。

意をひくような色分けされたサインなども考案された³。また、「塩化ビニルモノマーにさらされる労働者の健康を保護するための指令（**Council Directive 78/610/EEC on the approximation of laws, regulations and administrative provisions of the Member States on the protection of the health of workers exposed to VCM**）」が策定された。この指令は、その後策定される同様の指令のモデルを提供するものとして、重要な意義を有している。例えば、

（労働者が労働しているところでは空気中の**VCM**の濃度が高くなるようにしたり、濃度についての監視をしたり、必要な場合には、労働者個人を保護するような措置についての規定を作るなど）技術的な予防措置を講ずること、労働者に、存在するリスクおよび予防策についての十分な情報を提供したり、それぞれの労働者の労働のタイプや労働時間の長さ、接してきた物質などについて詳細に記録をつけておくこと、労働者に、採用時または作業開始時、およびその後十分な能力を有する医師の健診を受けさせること、を使用者に義務付けている。

1978年には、理事会は、はじめて労働安全衛生に関する5か年の社会行動計画を採択した。この行動計画では、特に、労働災害の原因、危険な物質からの保護、機械による危険からの保護、労働者の作業の向上などに力点が置かれている。これに引き続く1982年の5か年計画では、これに加え、訓練、情報、統計および調査についての措置が加えられた。

³ この指令は、現在は**Directive 92/58**に受け継がれている。

1978年の社会行動計画のもと、1980年には、化学的、物理的、生物学的物質を含む危険な物質の扱い方についての、はじめての総論的な枠組み指令（**framework directive**）が策定された（**Directive 80/1107**）。この指令は、労働者の安全と健康を守ることを意図し、危険な化学的、物理的および生物学的物質に接触することから生じるリスクを予防することを含んでいる。この指令は、労働者が危険物質に接することを、「現実的に実施可能な範囲で（**reasonably practicable**）」できるだけ回避することを求めていることが特徴的である。つまり、特に中小企業に対しては、当該指令を適用するか否かについて裁量の幅を持たせているのである。

その後、この80年指令に引き続く形で、鉛（**Directive 82/605**）、アスベスト（**Directive 83/477**）および騒音（**Directive 86/188**）などについて安全衛生基準を定める指令が相次いで策定された。これらの指令は、危険物質に接することのできる量を数値的に制限し、リスクアセスメント、リスク低減、労働者の健診および労働者への情報提供を使用者に要求しており、80年指令の手法を踏襲している。89年の枠組み指令は、この80年指令およびそれに続く指令をさらに一般化して強化した指令と位置付けられる。

1986年には、92年までに商品、人、サービスおよび資本の自由移動を可能にすべきことを定めた単一欧州議定書（**Single European Act (SEA)**）⁴が策定されたが、

⁴ ローマ条約を初めて大規模に修正し、単一欧州市場と欧州政治協力を正式に設立した議定書のこと。1986年2月に調印がなさ

この議定書は、安全衛生の分野における理事会の立法権限を拡大した。すなわち、同議定書により、欧州経済共同体条約（**EEC Treaty**）に**118a**条（現**TFEU153**条）が付け加えられたが、そこでは、欧州議会（**European Parliament**）との協力により、および経済社会委員会（**Economic and Social Committee**）の諮問の諮問を経て、指令という形で安全衛生に関する最低基準を設定すべきことが規定された。また、安全衛生に関する指令については、（他の労働立法では全会一致が求められているのに対し）理事会は特定多数決方式（**qualified majority**）によって意思決定をすることが許された。全会一致である必要がなくなったことで、異を唱える国があっても、それを乗り越えて安全衛生に関する措置を行うことができるようになったのである。「安全衛生に関する枠組み指令（**Directive 89/391**）」は**118a**条のもとで策定されたはじめてのものである。ただし、自由主義者との妥協の産物として、これらの指令は中小企業の設立および発展を妨げるものであってはならないとされており（**118a(2)**）、中小企業は適用を除外されることが認められている⁵。

（2）1989年指令の概要および各国への波及

前述のとおり、EUは、1989年、「労働安全衛生の改善を促進するための施策の導入に関する理事会指令」を採択した。この

指令は、安全衛生に関する基本的な指令であって、その後採択された個別指令の基礎となるものである。そのため、前述のとおり、別名「枠組み指令（**Framework Directive**）」とも呼ばれている。

この指令の概要は次のとおりである⁶。

1. 労働安全衛生についての基本的な指令であり、加盟各国はこの指令に従って国内法の整備を行う義務をもつ。一方これは最低基準であり、各国がこの指令以上の水準を規定することを妨げるものではない（**1条3項**）
2. 指令の適用範囲は極めて広く、公的部門、私的部門を問わず（工業、農業、商業、教育産業など）すべての活動に適用される（**2条1項**）。ただし、軍隊や警察など、特定の公的部門には適用されない（**2条2項**）。
3. 労働者の安全衛生確保を事業主に義務づけている（**5条1項**）。ただし、不可抗力の場合に、各国が事業主の一部あるいは全部免責の規定を設けることは妨げられない（**5条4項**）。
4. 事業主にリスクアセスメントの実施を義務づけている（**6条、9条**）。これについての詳細は後述。
5. 事業主に対し、安全衛生問題について労働者への情報提供、及び労働者を協議へ参加させることを義務づけている（**10条、11条**）。

れ、1987年に発効。

⁵ 中小企業（**small- and midium-sized undertakings**）の具体的規模については、言及されていない。

⁶ 全文の邦語訳については、国際安全衛生センターのウェブサイトを参照。

https://www.jniosh.go.jp/icpro/jicosh-old/japanese/country/eu/law/directive/89_391_EEC/index.html

6. 事業主に対し、採用または配置転換の際、あるいは新機械・技術の導入の際などに、就業時間中に、労働者へ安全衛生教育を行うことを義務づけている。（12条）
7. 労働者に対しても、事業主からの教育および指示に従って正しく業務を行うこと、危険の報告を行うこと、事業主と協力することを義務づけている（13条）。

この枠組み指令は、発効後 1992 年 12 月 31 日までに EU 加盟各国がその内容を自国の法令に取り入れなければならないとされている（18条）。この規定に基づき、たとえばフランスでは、1991 年に、既存の労働法典を改正する形で、同様の規定が導入されている（Loi no 91-1414 du 31 décembre 1991）。しかし、実際には、当該期限までにすべての国が導入できたわけではない。ドイツで導入されたのは 1996 年であるし、イギリスで完全な形で導入されたのは 1999 年である（The Management of Health and Safety at Work Regulations 1999）。また、具体的に各国がどのような法制度を整備するかは裁量に任されている。ただし、たとえば、明らかな法整備の不備があり、それによって労働者の権利主張の道が絶たれているならば、労働者はこの枠組み指令を直接的な根拠として権利主張できるとの見解もある⁸。

7

http://oshwiki.eu/wiki/OSH_system_at_national_level_-_Germany#cite_note-2 参照。

⁸ Jane E. Kineke, *op. cit.*, p. 219.

（3）その後の関連指令

さて、89 年指令によって「枠組み」が提供されたあと、これを一般的な原則としたうえで、より個別的な分野について労働安全衛生を定めた指令が数多く制定されている⁹。たとえば、職場の安全衛生の最低水準についての指令（Directive 89/654）、機械の使用法についての指令（Directive 89/655）、保護具の使用法についての指令（Directive 89/656）、腰痛防止についての指令（Directive 90/269）、ディスプレイスクリーンについての指令（Directive 90/270）などである。これらは、89 年指令をいわば父親として策定された指令ということで、89 年指令の「娘指令（daughter directives）」と呼ばれている。これらの指令の内容は極めて多岐にわたるが、大まかにいうと、3 種類に分類することができる¹⁰。第一に、職場環境改善のための指令、第二に、器具の扱い方についての指令、第三に、危険物質等の扱い方についての指令、の 3 種類である。

）職場の安全衛生の最低水準についての指令

職場改善のための指令のグループで重要なものとしては、前述の「職場の安全衛生に関する最低水準についての指令（Directive 89/654 on Minimum Safety and Health Requirements for the Workplace）」が挙げられる。この指令は、職場における適切はレイアウトを通じて、労働者の安全と健康を保護することを目的

⁹ Jane E. Kineke, *op. cit.*, pp. 220-221.

¹⁰ 以下の記述は、基本的には Catherine Barnard, *op. cit.*, pp. 523-531 による。

としている。この指令における「職場（workplace）」とは、同指令 2 条によると、店舗や施設内の仕事が行われる場所あるいは、敷地内で労働者が作務中に立ち入る場所とされる。また、6 条では、使用者が労働者の安全と健康を守るために遵守すべき一般的な事柄について記されており、①非常口への通路および非常口それ自体は、常に障害物のない整頓された状態であること、②職場あるいは装備・装置の技術的なメンテナンスがなされ、あらゆる欠陥ができるだけ早く修正されていること、③職場あるいは装備・装置が定期的に清掃され、適切な衛生レベルが保たれていること、④危険を予防したり除去するための安全装備・装置が常備され定期的に点検されていること、を要求している。このほか、7 条および 8 条では、労働者は、職場の安全衛生に関してなされるあらゆる措置について、情報提供をうけたり意見を求められたりしなければならないことも述べられている。このように、同指令では職場の安全衛生水準についての一般的なルールが規定されているが、より具体的な内容は、さらにほかの指令に委ねられる形となっている。たとえば、一時的あるいは可動的な建築現場についての指令（Directive 92/57）では、自営業者、あるいはさまざまな使用者の下で働く労働者が同じ場所で働いていることを前提に、労働する人々が様々なリスクに直面することを避けるために、ある特定の義務に拘束されるべきことが述べられている。同指令は、顧客、企画立案者、使用者、コーディネーター、自営業者など、関係当事者に連帯して責任を負わせる方式を採用したり、とりわけ、それぞれの当事者の連携

を強め計画のあらゆる段階における安全衛生水準を高めたりすることで、労災防止の総合的アプローチを行うことを目指している。

鉱物採取業においては、2 つの指令（Directive 92/91）（Directive 92/104）が規制を行っている。この両指令では、共通して、使用者に以下のことを要求している。すなわち、使用者に対し、①労働者が割り当てられた仕事を自身および同僚の安全と健康を危険にさらすことなく行うことができるように、作業場が、適切に設計され、構築され、十分な設備を有し、維持されていること、②労働者の作業が、責任者の監督のもとで行われていること、③特別に危険な作業については、十分な技能あるいは知識を有するスタッフに委ねられ、また適切な指導の下に行われていること、④安全指導が、関係するすべての労働者にとって有益なものであること、⑤適切な応急処置を受けられる治療器具が備えられていること、⑥定期的に適切な安全訓練が行われていること、を要求している。

このほか、大型漁船の安全衛生基準についての指令（Directive 93/103）、爆発のおそれがある作業環境についての指令（Directive 99/92）などがある。

）器具の扱い方についての指令

器具（equipment）の扱い方について基本的枠組みを提供している 1989 年の指令（Directive 89/655）¹¹では、労働者が使用できる器具については、行われる作業に適したものであって、労働者の安全や健康を

¹¹ 現在は改正され、Directive 2009/104 となっている。

脅かさないものであることを使用者に義務付けている。ここでいう「器具」とは、労働で使用される機械、装置、道具を含むものとして定義されている。そして、この1989年指令に基づき、より具体的な指令として、3つの指令が策定されている。

第一は、作業場における個人を保護する器具（**personal protective equipment : PPE**）についての指令（**Directive 89/656**）である。**PPE**は、リスクが避けられないとき、あるいは、集団的保護ではリスク回避が技術的に難しい場合にのみ使われる。

PPEとは、労働者の安全と健康を脅かす可能性のある危険から労働者を保護するために、彼らに装着されたり保持されたりすることが予定されているあらゆる器具のことである。**PPE**については、**EU**の関連規定に準拠したものであること、および、それ自体がリスクを増大させず、被るリスクに対処するために適切なものであること、

作業場の現状に合致したものであること、

人間工学的な要求および労働者の健康状態を考慮したものであること、必要な調整をすれば適切なかたちで装備できるものであること、が義務付けられている。また、あらゆる**PPE**は無料で労働者に提供されなければならない。使用者は、**PPE**の使用目的を労働者に伝えたり、労働者に適切な訓練等を受けさせなければならない。

第二は、重量物の扱い方についての指令（**Directive 90/269**）である。ここでは、使用者が考慮すべき措置が順序立てて述べられている。まず、指令は、使用者に対し、労働者が重量物を扱う必要がないように機械を配置したりするなどの適切な組織的措置をとることを求めている。次に、労働者

が重量物を扱わなくてもいいように職務内容を再構成することも使用者に要求している。そして、もしそれが不可能であるならば、使用者はそのリスクをできるだけ減らすように努力すべきとする。

第三は、ディスプレイスクリーンを用いて働く場合の最低基準についての指令（**Directive 90/207**）である。同指令によると、ここでいうディスプレイスクリーンとは、どのようなプロセスで表示するかにかかわらず、英数字（**alphanumeric**）あるいは図表（**graphic**）のディスプレイスクリーンを指す。また、裁判例（**Case C-11/99 Dietrich v. Westdeutscher Rundfunk [2000] ECR I-5589**）によると、図表のディスプレイスクリーンとは、アナログあるいはデジタルのフィルムによる録画を表示するものも含むとされている。この指令は、普段の労働の「重要な（**significant**）」部分として「日常的に（**habitual**）」ディスプレイスクリーンを用いるあらゆる労働者に適用されるとされている。ただ、「重要」「日常的」が具体的にはどのようなことを指すのかは記されていないことから、詳細は各国が決めることになるとされる。労働者にディスプレイスクリーンを用いて労働をさせる際に、使用者に課されている義務は5つある。第一は、特に視力、身体的問題、精神的ストレスについて労働者の安全衛生条件を評価するために、作業場を分析し、リスクが見つかった場合にはそれを除去するための措置をとる義務である。第二は、作業場を「補遺（**Annex**）」に記されている最低要求水準を満たすようにする義務である。第三は、労働者が作業を初めて行うときには、作業場の使用方法について

訓練を受けさせ、また作業場に重要な変更が加えられた時には、さらなる訓練を受けさせる義務である。第四は、労働者がより高いレベルで安全と健康を確保できるよう、労働者に対し技術的あるいは科学的に最新の情報を提供する義務である。第五は、たとえばディスプレイスクリーンによる日々の作業について、定期的に休息がとられ、あるいは活動が変更されるようにするなどの、労働者の活動を計画する義務である。

）危険物質等の扱い方についての指令

前述のとおり、このグループについては、**80**年指令のもとでも、アスベストに関する指令などいくつかの具体的な指令が出されていた。**89**年指令のもとでは、これを発展させるかたちで、生物的・物理的・化学的媒介、および発がん物質について、物質の分類ごとに、問題点を提示するというアプローチが採用されている。発がん物質に関する指令（**Directive 90/394**）は、数次の改正を経て、最も新しいものは**2004**年に出されている（**Directive 2004/37**）。この指令は、労働中に発がん物質および突然変異物質に接することによって生じうるリスクから、労働者を保護することを目的としている。この指令は、労働者が発がん物質に接する可能性がある場合には、使用者は、労働者の安全と健康に対するリスクを査定するため、物質の性質、程度、接する時間を調べなければならないとしている。労働者の安全と健康を脅かすことのより少ない、発がん性のない物質に置き換えることが原則であることも述べられている。しかし、もし置き換えることが不可能であるならば、労働者が接することのない方法を考案すべ

きであるし、それも不可能であるならば、技術的に可能な限り、できるだけ接触しないようにしなければならない。また、発がん物質に接している労働者のリストは、当該労働者自身および医療スタッフがいつでも見られるようにしておかなければならない。その他、使用者には多くの義務が規定されている。この**2004**年指令の射程は広く、タバコとがんの発生には密接な関連性があることから、使用者は労働者に、タバコによる害についても情報提供しなければならないとしている。このような様々な義務が規定されていることについて、欧州委員会は、特に、化学、繊維、薬剤、ガラス産業等では、使用者の金銭的な負担が重くなることは認識している。しかし、傷病休職やリハビリ期間中の労働者、あるいは傷病によって退職してしまう労働者が減ることによって、長期的に見れば使用者にとってメリットがあるとしている。

発がん物質に関する指令で用いられたこのような規制手法は、生物的媒介に関する指令（**Directive 2000/54**）においても、基本的には踏襲されている。この指令は、研究、医療、ワクチン製造開発、醸造、下水道などの業種に適用される。この指令は、微小生物や体内寄生生物などの生物的媒介を、引き起こす危険によって**4**つに分類し、それぞれについて適切な措置を規定している。また、使用者に、生物的媒介に接するリスクを査定し、可能であれば乗り除き、あるいはそれが難しければ、そのリスクを減少させることを要求している。そのほか、労働者に対する訓練、情報提供、相談、健康診断などの多くの義務が規定されている。物理的媒介に関する指令においても、同

様の手法がとられている。物理的媒介としては、騒音（**Directive 2003/10**）、振動（**Directive 2002/44**）、電磁気（**Directive 2004/40**）、光放射（**Directive 2006/25**）などが対象とされている。これらの指令では、行動規制や、これらの媒介に接する限界値などが規定されている。加えて、使用者に対し、リスクアセスメントをし、リスクを除去あるいは低減させ、労働者に保護具を装備させ、リスクに接するレベルに応じて健康診断を実施し、情報提供、訓練をすることなどが規定されている。騒音についての指令に関し、裁判例（**Joined Cases C-256/10 and C-261/10 Barcenilla Fernandez v. Gerardo Garcia SL [2011] ECR I-000**）では、使用者の義務には優先順位があることが述べられている。すなわち、使用者はまず、労働者が耳にする騒音が **85** dB を超える場合には、労働者個人が装着する保護具の効果を考慮に入れずに、騒音自体を減らすためのプログラムを構築しなければならない。そして、それが奏功しなかった場合、労働者個人に対する保護具を準備する義務がある。さらに、それでも十分な効果が得られなかった場合には、同指令の **7** 条で特別に定める義務を履行する義務があるとしている。騒音自体を減らすプログラムをなんらおこなわずに、労働者個人に対する保護具を準備することだけでは、使用者は義務を果たしたことになるまいとしている。

(4) 事業主のリスクアセスメントについて
指令では、おもに **6** 条に、事業者のリスクアセスメントについての規定がある。**6** 条の内容は以下のとおりである。

第 6 条 事業者の一般的義務

1. 事業者は、その責任として職務上のリスクの防止、情報提供、教育及び必要な組織及び手段の提供等、労働者の安全及び健康の保護に必要な措置を講じなければならない。

事業者は、状況の変化に対処し現状を改善する必要があることを銘記していなければならない。

2. 事業者は、次の予防のための一般原則に基づいて第 **1** 項前段の措置を実施しなければならない。

- (a) リスクを回避すること。
- (b) 回避不可能なリスクを評価すること。
- (c) リスクを原因から取り除くこと。
- (d) 作業を労働者個人に合わせること。特に、単調な作業及び作業速度が一定な作業を削減し、これら作業の健康への影響を少なくするため作業場の設計、作業機器の選定、作業及び製造方法の選定を検討すること。
- (e) 技術の進歩を取り入れること。
- (f) 危険な作業を危険でない又は危険の少ない作業に代替すること。
- (g) 技術、職場の組織、作業条件、社会の動き及び作業環境に影響する要因を首尾一貫して考察した全般的予防方針を策定すること。
- (h) 個別防護対策よりも包括的防護対策を優先させること。
- (i) 労働者に適切な指示を与えること。

3. 本指令の他の規定に抵触することなく、事業者は企業および事業場の両方またはい

いずれか一方の活動の性質を考慮にいれつつ、次の措置を講じなければならない。

(a)労働者の安全及び健康に対するリスクの評価、特に作業機器、使用される化学物質又は製剤及び作業場設備の選定にあたって、リスクを評価すること。この評価に引き続き、また、必要に応じて事業者が取る予防措置並びに作業及び製造方法は、

- 安全と健康についての労働者保護の水準を向上させるものでなければならない。
- 事業及び事業場の両方またはいずれか一方のすべての階層での活動に組み込まれていなければならない。

(b)ある仕事を労働者に委任する場合、その労働者の健康と安全に関する知識能力を考慮に入れること。

(c)機器選定、作業条件及び作業環境に関して、新技術を計画及び導入するに際し、労働者の安全と健康を確保する為に労働者及びその代表との協議が必要であること。

(d)適切な教育を受けた労働者だけが重大かつ特定の危険が存在する区域に立ち入ることができるよう、適切な手段を講じること。

4. 本指令の他の規定に抵触することなく、数個の事業体が同一事業場で共同作業する場合は、各事業者は労働安全及び健康衛生に関する規定の実施に協力し、作業の性質を考慮の上、リスク防止に関するそれぞれの対策を調整し、お互いあるいは自らの労働者及びその代表者の双方またはいずれか一方にそのリスクを知らせなければならない

い。

5. 労働安全衛生及び健康に関する措置は、いかなる場合も、労働者に金銭上の負担を負わせてはならない。

) **9** 条でも、リスクアセスメントを事業者の義務として規定している。

第 9 条 事業者の各種義務

1. 事業者は、次の措置を取らなければならない。

(a) 特定のリスクにさらされている労働者集団に関するものを含めて、労働安全衛生上のリスクアセスメントを行っていること。

(b) 取るべき保護措置及び、必要な場合は、使用すべき保護具を決定すること。

(c) 休業 4 日以上を招いた労働災害について一覧表を作成すること。

(d) 所管当局に対し、各国法律及び慣例の双方またはいずれか一方に従って労働災害に関する報告書を作成すること。

2. 加盟各国は、企業活動の性質及び企業規模から考えて、前項**(a)**及び**(b)**に関する文書の作成、並びに**(c)**及び**(d)**に関する文書の作成に関し、事業の種類ごとに守るべき義務を定めなければならない。

) **7** 条では、事業主は、当該事業場の業務上のリスクの防止に関する活動を行わせるため、労働者の中から **1** 人以上の者（規模に応じて相応しい人数）を選任しなければならないとする。また、当該業務を行わせるのに相応しい能力を有する者がいない

場合には、適切な能力を有する外部機関に委託しなければならないとしている。

第 7 条 保護及び予防義務

1. 第 5 及び第 6 条の規定の効力に影響を与えることなく、事業者は、事業及び事業場の双方またはいずれか一方のために、リスク防止に関する活動を行う 1 人又はそれ以上の労働者を指名しなければならない。

2. 前項の指名を受けた労働者は、リスク防止に関する活動を行っていることを理由にいかなる不利益も受けてはならない。また、この指名を受けた労働者は、本指令に基づく義務を果たすための十分な時間を与えられなければならない。

3. 事業及び事業場の双方またはいずれか一方の内に適当な人材がいなかったために予防・防護の措置をとることができない場合は、事業者はそれを遂行する能力のある外部の機関又は人を指名しなければならない。

4. 事業者は、外部の機関又は人を指名した場合、労働者の安全と健康に影響する又はその疑いのある要因を彼らに知らせ、同時に、彼らが第 10 条第 2 項に掲げる情報にアクセスできるようにしなければならない。

5. すべての場合において、

- 第 1 項の指名を受けた労働者は、必要な能力及び手段を有していなければならない。
- 第 3 項に基づき指名された外部の機関又は人は、必要な技能と人的及び専門的手段を有していなければならない。
- 第 1 項の指名を受けた労働者及び第 3 項に基づき指名された外部の機関

又は人の数は十分でなければならない。

そしてその結果、事業及び事業場の双方またはいずれか一方の規模、労働者がさらされるハザード、及び、その分布状況を考慮しながら予防・防護の措置の確立が図られなければならない。

6. 本条が目的とする健康及び安全上のリスクの防止は、事業及び事業場の双方またはいずれか一方の内外から指名された上記労働者あるいは機関等の責任とする。上記労働者及び機関等は、必要な場合はいつでも協力しなければならない。

7. 加盟各国は、企業等の活動の性質及び規模を考慮し、事業者自らが第 1 項の措置の責任を負うことのできる企業等の種類を定めることができる。

8. 加盟各国は、第 5 項に挙げた必要な能力及び技能がいかなるものかについて定義しなければならない。また、同項の十分な数とはどの位の数かについて定めなければならない。

)そして、10 条では、事業者が労働者および 7 条によって選任された労働者らに安全衛生に対する情報提供をしなければならないことを定めている。

第 10 条 労働者への情報提供

1. 事業者は、事業及び事業場の双方またはいずれか一方内の労働者及びその代表者の双方またはいずれか一方が特に事業及び事業場の双方またはいずれか一方の規模を考慮に入れた各国法律及び慣例の双方またはいずれか一方に従って、次の事項に関するすべての必要な情報を入手できるよう、適

切な措置を講じなければならない。

(a) 事業及び事業場全体の双方またはいずれか一方及び、職場及び各職種の双方またはいずれか一方に関する安全衛生上のリスク及び予防措置と活動

(b) 第 8 条 2 項に従って取られた措置

2. 事業者は、みずからの事業及び事業場の双方またはいずれか一方の中で仕事をしている外部の事業及び事業場の双方またはいずれか一方の労働者の雇い主が、関係の労働者に提供されるべき前項(a)及び(b)に定める事項に関する適切な情報を各国法律及び慣例の双方またはいずれか一方に従って入手できるよう、適切な措置を講じなければならない。

3. 事業者は、労働者の安全及び健康の保護に特定の役割を持つ労働者又は特定の責任を負う労働者代表が、各国法律及び慣例の双方またはいずれか一方に従い、かつ、自分の職責を遂行するため次の情報を入手できるよう、適切な措置を講じなければならない。

(a) 第 9 条第 1 項(a)及び(b)のリスクアセスメント及び保護措置

(b) 第 9 条第 1 項(c)及び(d)の一覧表及び報告書

(c) 保護及び予防措置を取ることによって得られる情報、ならびに、安全及び健康に関する監督を行う機関から得られる情報

) さらに、11 条では、事業者に対し、これら労働者等と事前協議を行うことを義務付けている。

第 11 条 労働者らとの協議及び労働者参

加

1. 事業者は、労働者及びその代表の双方またはいずれか一方と協議を行い、労働安全衛生に関するすべての問題の討議に彼らに参加させなければならない。この前提条件として、次の事項が行われ、また、認められなければならない。

- 労働者との協議
- 労働者及びその代表の双方またはいずれか一方が提案する権利
- 各国法律及び慣例の双方またはいずれか一方に従った調和ある参加

2. 労働者の安全及び健康に特定の責任を負う労働者又はその代表は、次の事項に関し、各国法律及び慣例の双方またはいずれか一方に従って調和ある参加を保証され、事前かつ適切な時期に事業者から協議を受けなければならない。

(a) 安全と健康に実質的影響を及ぼすすべての措置

(b) 第 7 条第 1 項及び第 8 条第 2 項の労働者の指名並びに第 7 条第 1 項の活動

(c) 第 9 条第 1 項及び第 10 条の情報

(d) 第 7 条第 3 項の適切な能力を有する外部の機関又は人間の指名

(e) 第 12 条の教育の計画及び実施

3. 労働者の安全及び健康に特定の責任を負う労働者代表は、危険要因を緩和しその発生源を除去するため事業者に適切な措置を講じるよう要請し、提案する権利を与えられなければならない。

4. 本条第 2 項の労働者並びに本条第 2 項及び第 3 項の労働者代表は、第 2 項及び第 3 項の活動を理由に不利な立場に置かされてはならない。

5. 事業者は、労働者の安全及び健康に関す

る特定の責任を負う労働者代表が本指令に基づき権利及び職責を遂行できるよう、彼等に対する報酬を減じることなしに仕事を離れる十分な時間を与え、必要な手段方法を提供しなければならない。

6. 労働者及びその代表の双方またはいずれか一方は、事業者が取った措置が労働安全衛生上不十分であると考えられる場合は、各国法律及び慣例の双方またはいずれか一方に従って労働安全衛生を所管する当局に訴えることができる。労働者代表は、所管当局による監督の際に自らの見解を述べる機会が与えられなければならない。

れ方が異なることから、あらかじめ定義を明らかにしておく必要がある。

- ・ **Hazard**（ハザード）：材料、設備、職務遂行方法などに内在している、潜在的に危害（**harm**）を引き起こす可能性のある固有の性質や能力のこと。
- ・ **Risk**（リスク）：危害を引き起こす潜在的な可能性および予測される危害の範囲のこと。
- ・ **Risk assessment**（リスクアセスメント）：労働者が労働する際に、作業場において **Hazard** から生ずる安全衛生に対する **Risk** を評価するプロセスのこと。

3. EU によるリスクアセスメントガイドライン

1989 年の枠組み指令の内容をより分かりやすく、より具体的に加盟各国に示すため、欧州理事会はガイドライン（**Guidance on risk assessment at work**）を作成して公表している。そこで以下では、その内容を詳しく見ていくことで、EU が全体としてどのような取組をおこなっているのか、明らかにする。なお、以下に見られる枠線内のゴシック体の文章は、ガイドラインの訳出文である。重複箇所等を除き、基本的には全体を訳出している。

(1) 定義

ガイドラインでは、まず、リスクアセスメントの際にポイントとなる概念について、定義を確定する作業をおこなっている。

hazard（ハザード）や **risk**（リスク）などの用語については、各国でそれぞれ使わ

(2) リスクアセスメントの目的

次に、ガイドラインでは、リスクアセスメントの目的につき、詳細な説明を行っている。これによると、リスクアセスメントの目的は、職業リスクの除去および適切な組織作り、労働者への情報提供、職業訓練など「労働者の安全衛生を維持するための必要な措置を効果的に講ずることができるようにすること」であるとされる。そのうえで、リスクアセスメントを実施する際の注意点としては、法令の要求を考慮しつつ、労働者の安全衛生を保護するためにいかなる措置を講ずべきかを決定するため、職場で生じるハザードを特定し、またそれらハザードに伴うリスクを評価すること、職場における設備や機器、化学物質、労働組織などについて、情報に基づいた最適な選択を行えるようリスクを評価すること、実施されている措置が適切か否かチェックすること、アセスメントの結果、より一層の措置が必要であると判明した場合にはその行動を優先すること、労働に関わ

る全てのファクターを考慮したことおよび、リスクおよび安全衛生を守るための措置について情報に基づいた必要かつ適切な判断を行ったことを、労働者及びその代表に示すこと、リスクアセスメントをうけて必要とされて実施された予防措置あるいは労働ないし生産の方法が、安全衛生に関して労働者に与えられた保護のレベルを確かに向上させること、としている。

リスクアセスメントは、第一義的には、リスクの除去のために行われるべきものであるが、リスクの除去が不可能な場合であっても、できるだけリスクを減らし、かつ新たな知識および技術がもたらされた場合には、さらなるリスクの減少のための措置を講ずべきことが強調されている点は重要である。また、リスクアセスメント及びリスクの除去が、新たなリスクを生み出すものであってはならないことも注意喚起されている。

使用者には、仕事に関連したあらゆる側面の安全衛生を確保する一般的な義務がある。リスクアセスメントを実施する目的は、労働者の安全衛生を維持するための必要な措置を効果的に講ずることができるようにすることである。

この「措置」とは、職業リスクの除去、労働者への情報提供、職業訓練の提供、適切な措置を講ずるための組織づくり、である。

職業リスクの除去は、リスクアセスメントの目的のひとつであり、目指されるべき目標であるが、実際には、必ずしも達成できるものではない。そこで、そのような場合には、リスクを減らし、残りのリスクを

コントロール可能な状態にするべきである。のちに、新たな技術などが生まれた場合には、さらなるリスクの減少が見込めるか再検討すべきである。

リスクアセスメントは、次のように、使用者等を援助するために構築され、適用されなければならない。法令の要求を考慮しつつ、労働者の安全衛生を保護するためにいかなる措置を講ずべきかを決定するため、職場で生じるハザードを特定し、またそれらハザードに伴うリスクを評価すること、職場における設備や機器、化学物質、労働組織などについて、情報に基づいた最適な選択を行えるようリスクを評価すること、実施されている措置が適切か否かチェックすること、アセスメントの結果、より一層の措置が必要であると判明した場合にはその行動を優先すること、労働に関わる全てのファクターを考慮したことおよび、リスクおよび安全衛生を守るための措置について情報に基づいた必要かつ適切な判断を行ったことを、労働者及びその代表に示すこと、リスクアセスメントをうけて必要とされ実施された予防措置あるいは労働ないし生産の方法が、安全衛生に関して労働者に与えられた保護のレベルを確かに向上させること。

前述のとおりリスクアセスメントは、たとえば新たな方法、設備または材料の導入、労働組織の変更あるいは労働環境の変化など、職場において何らかの変更がおこなわれた場合には、その度ごとに、再検討されるべきである。

いかなるリスクアセスメントも、またその後のリスク除去あるいはリスクコントロールの措置についても、新たなリスクを生

み出すものであってはならない。たとえば、騒音を軽減させるためであったとしても、十分な換気設備を備えることなくオフィスの窓を二重ガラスにすることは、適切とは言いきくだろう。また同様に、ある場所におけるリスクの除去が、他所に害悪をもたらすものであってはならない。

（3）リスクアセスメントの重要な要素（key elements）

ここでは、リスクアセスメントを行う際に考慮すべき重要な要素について説明がなされている。内容は多岐にわたるが、おおむね4つの要素につき、注意を促している。すなわち、リスクアセスメントは、合理的に予見可能なあらゆるリスクを網羅すべきであること（日常生活に通常伴うリスクは除く）、作業場の性質に応じてリスクアセスメントのあり方も変わること、リスクアセスメント作成に関して労働者等の関与を担保すべきであること、他企業の従業員や顧客など、外部者が作業場に存在する可能性も考慮してリスクアセスメントを行うべきこと、の4点である。

リスクアセスメントは、何が傷病を引き起こし得るか、ハザードが除去されうるか否か、あるいはそれができない場合にはリスクをコントロールするためにどのような措置があるかを考察するために、仕事のあらゆる側面を計画的に調査するものである。

リスクアセスメントを実施する場合には、使用者、労働者あるいはその代表者など、当該作業場に関わる人々の諮問や参加を伴うものである必要がある。

詳細は（4）で後述するが、リスクアセスメントは以下の段階を経ておこなわれる。

ハザードの特定、当該ハザードによる潜在的なリスクにさらされている労働者その他の特定、リスクの量的・質的評価、

リスクが除去可能かどうかの判断、そして、リスク除去が不可能な場合のリスク予防あるいは減少のためのさらなる措置が必要かどうかの判断。

リスクアセスメントは、仕事によって生じた合理的に予見可能なリスクを網羅すべきである。もっとも、一般に、日常生活にも伴うようなリスク（Ex. オフィスワーカーが紙で手を切るなど）に対しては、それが当該業務を行うが故の特有のものであるのでなければ、同様の考慮をする必要はない。

リスクアセスメントは、全ての作業場においてなされなければならない。そのような作業場とは、以下の3種類に分類することができる。場所が固定された事業場（Ex. オフィス、学校、工場など）、場所が固定されていない作業場（Ex. 建設現場、造船場など）、一時的な作業場（Ex. メンテナンスのために訪れる場所など）。また、生産ラインのようにいつも同じ作業をする場合と、建設現場のように作業内容が変化していく場合とがある。もちろん、これら以外にもバリエーションがあるであろう。リスクアセスメントは、これらのパターンそれぞれに対応したものである必要がある。

オフィスや機械工場、縫製工場など、作業内容にあまり変化のない類の作業場であれば、リスクアセスメントは、通常の作業条件を考慮に入れることで足りる。また、

類似の作業場についてはリスクアセスメントを繰り返す必要はない。もっとも、新たな機械あるいは作業方法が導入されたり、新たな材料が導入されたりした場合など、状況に変化が起こった場合には、リスクアセスメントも改訂されるべきことになる。

一方、作業場の状況に恒常的に変化があるような場合には、リスクアセスメントについても、その変化を考慮に入れる必要がある。もっとも、リスクというものは一般的に査定されるので、作業場に変化があったとしても、リスクの除去あるいはコントロールの原則的な方法については、一般的に適用できる。したがって、たとえば、適切な足場とはどのようなものであるかの原則については、あらゆる建設現場で適用しうるし、またたとえば、窓の清掃人が安全性を確立するための方法については、個別の作業環境の特殊性をあまり考慮せずに一般的に考察することができる。

リスクアセスメントは、使用者およびその代表者だけによって作られるものではなく、従業員およびその代表者も関与して作られるべきものである。したがって、従業員に対しても、アセスメントについての情報提供がなされなければならない。

もうひとつ重要なことは、他企業の従業員やその他の人間が作業場にいる可能性についても考慮しなければならない点である。彼らがリスクにさらされる可能性だけではなく、彼らの活動が、作業場で従来から働いている従業員にリスクを及ぼす可能性も考慮に入れなければならない。たとえば、下請会社の従業員が何かを作業場に運搬してきた場合など、予期せぬ事態が発生

する可能性がないとは言えない。また、学校における学生、病院における患者など、外部の者に対するリスクについても、特別の考慮を要すべきである。というのは、彼らは当該作業場におけるリスクに慣れていないだろうし、通常はそのリスクに対してほとんど注意も払っていないからである。そこで、多くの企業では、訪問者についてのルールを策定しているし、そのサマリーを訪問者に配布している企業もある。

（４）方法

前述（３）の要素を考慮しつつ、ここではリスクアセスメントの具体的な方法について述べている。

まず、あらゆるハザード及びリスクが考慮されるようにリスクアセスメントをすべきであること、そして、リスクが特定されたら、まずはそれが除去しうるものかどうかから考察すべきであることという大原則を述べる。

そのうえで、リスクアセスメントに対するアプローチの方法として、作業場の環境の観測、仕事内容の特定、それぞれの仕事についてのリスクの評価、現在変化しつつある仕事内容の観測、労働パターンの分析、作業場に影響を与えうる外的要因の考慮、仕事上のストレスにつながるかもしれない精神的・社会的・身体的要因の調査、労働条件を維持するための組織の調査があるとしている。また、リスクアセスメントは、個々のリスクを一体のものとして考察するよりも、個々のリスクの集積として、細分化して扱うことが有益であるとしている。具体的には、リスク全体を、よく知られた、またコントロールの方法がすでに判明して

いるリスクと、より緻密な考察を必要とするリスクに分け、より緻密な考察を必要とするリスクについては、さらに、複雑なリスク状況に適用できる、より洗練されたリスクアセスメントの方法がないかを考察すべきであるとしている。そして、リスクアセスメントを実施する際には、リスクの特定をより正確なものとするため、当該作業場および作業内容を熟知する、実際に働く労働者の意見等を十分に考慮に入れるべきとしている。

どのような方法でリスクアセスメントを行うべきかについての、定まったルールは存在しない。しかし、リスクアセスメントを行う際には、常に留意すべき2つの原則がある。それは、関連するあらゆるハザードおよびリスクが必ず考慮されるようアセスメントを構築すること（たとえば、清掃のような当該作業場の「通常の」労働時間内には行われていない仕事、あるいはごみ収集のような付随的な仕事を見逃さないこと）、リスクが特定されたら、リスクが除去されるかを考察することからリスクアセスメントを始めること。

リスクアセスメントには、様々なアプローチがありうるが、一般的に、リスクアセスメントに対するアプローチは以下に基礎づけられる。作業場の環境の観測（たとえば、交通手段、床面の状態、機械の安全性、粉じんや煙、温度、光、騒音など）、

作業場で行われている仕事の特定（リスクアセスメントに含まれるよう、全ての仕事を特定すること）、作業場で行われている仕事内容の分析（それぞれの仕事からリスクを評価）、現在変化しつつある仕

事内容の観測（手続きが定められているか、予測されているか、また他のリスクが発生していないかをチェック）、（ハザードにさらされているかをチェックするため）労働パターンの分析、作業場に影響を与えうる外的要因の考慮（たとえば、屋外労働者に対する天候の考慮など）、仕事上のストレスにつながるかもしれない精神的、社会的、身体的要因の調査、そして、それらが相互に、あるいは労働組織や労働環境の他の要因とどのように作用するのかの調査、たとえば、リスクについての情報を最新のものにするために、新しい設備や物質などのリスクを調査するシステムなど、安全装置を含めた、労働条件を維持するための組織の調査。

なされるべき調査は、以下の基準に合致しうるものである。法令の要求、公表されているガイダンスや基準（国の技術的ガイドライン、行為準則、曝露レベル、業界基準、生産者の手引きなど）、リスク予防のための原則（リスクを除去すること。危険なものを、そうでないものあるいはより危険でないものに置き換えること。リスクをその原因から除去すること。個別的な保護措置よりも集団的な保護措置を実施すること（たとえば、個人的なマスクの装着ではなく換気によって煙にさらされることを防ぐ）。技術の進歩と情報の変化を取り入れること。保護レベルが向上されるよう常に探求すること）

アセスメントに対しどのようなアプローチを採用するかは、作業場の性質（固定された職場か一時的な職場か）、作業工程のタイプ（繰り返しの作業か、発展していく作業か、顧客の要求に応じて作業が決

まるか）、行われる仕事の性質（恒常的に行われるものか、一回だけ行われるものか、ハイリスクなものか（たとえば、高電圧における作業、狭いスペースでの作業など））、技術的な困難さ、などによって決まる。

作業場あるいは作業によって、全てのリスクに対応できるひとつのアセスメントが適切な場合もあるし、そうでない場合もある。したがって、たとえば、標準的な生産過程の大規模な機械作業場においては、以下の点を考慮して、それぞれ別々にアセスメントをおこなうほうが適切なのかもしれない。コンピュータ制御テクノロジーから生じるものも含む、機械装置あるいは機械の危険、特別な合金、冷却のための液体など、機械で使用する素材と健康へのリスク、気温、換気、湿度、騒音、光などの一般的な環境、アクセスの手段、リフトなど補助的な機器の使用、電気の安全性、清掃やメンテナンスなどのその他の活動、労働ストレスに寄与する精神的、社会的、身体的要因。

窓清掃、照明の設置、新しい機械の選定、社員の教育など（通常の労働には含まれていないかもしれないが）当該事業場全体のなかには存在する仕事をも考慮すれば、別々にアセスメントされるべき活動も存在するだろう。

しかし、それぞれの活動が別々にアセスメントされるとしても、それぞれの活動に、リスクアセスメントに影響しうるような相互作用があるかどうか考慮することは非常に重要である。

実際には、リスクアセスメントを、リスクが特定された個別のトピックに焦点を当

てて場合によっては深く考察するという、副次的なステップの集まりとして実行されるプロセスであると考えることが非常に有益である。これらのステップを大まかに表現すると、以下のようになる。リスク全体を、良く知られた、またコントロールの方法がすでに判明しているリスクと、より緻密な考察を必要とするリスクに分け、より緻密な考察を必要とするリスクについては、さらに、複雑なリスク状況に適用できる、より洗練されたリスクアセスメントの方法がないかを考察する。

どのような方法を採用するにしても、その作業場で働く人々の諮問や参加が不可欠である。これは、ハザードが、化学物質の性質や機械の危険な個所などの一般的なハザードの知識だけから特定されるものではなく、これまで予測されていなかった不利益な影響をもたらす労働条件や慣行についての労働者等の経験からも特定されるものだからである。たとえば、労働者の集団あるいは個々の労働者が、健康に悪影響のある事態を生じさせたかもしれないところでは、ハザードを特定するための聞き取り調査等をする必要があるし、その後リスクをアセスメントする必要性が生じるだろう。

リスクアセスメントを行う際、現実に関何が起こっているかについての詳細を知る最も早く、また最も確実な方法は、実際に当該業務を行っている労働者に話を聞くことである。彼らは、仕事のプロセス、仕事の短縮の方法、困難な作業を乗り越える方法、また危険回避の方法を知っているだろう。したがって、使用者は、誰がリスクアセスメントを行う場合であっても、実際に業務を行っている彼らの話を聞けるようにすべ

きである。

労働者は、その性質上、特定することが困難なハザードについても注意を払うことができる。これらのハザードは、労働組織、労働パターンや労働場所から生じている可能性のあるものであるが、人々はそれらを当たり前のものと思ってしまっていたり、自分たちの快適さ犠牲にしても我慢すべきものと思っていたりすることもある。労働者は、たとえば仕事の速度が速すぎることでストレスを招いたり、適切ではない体勢で仕事をするのが慢性的な痛みを招いたりするなど、仕事をするやり方が何らかの不都合を招いていると考えているかもしれない。

総じて、リスクアセスメントは、可能な場合には、除去しうるリスクを特定すべきである。多くの場合、特定は難しいであろうが、その場合にも、常に特定のために努力がなされるべきである。また、より一層の特定の必要がないハザード（たとえば、はしご、工具など、適切に設計され、かつ用途が特定されているもの）については、十分に検討し尽くすべきである。もっとも、例外的あるいは特殊な使用法の可能性についても注意を払っておく必要がある。たとえば、はしごで例外的に重い荷物を上げ下げしなければならない場合あるいは、工具で石の彫刻をする場合など、特殊な場合には、より詳細なリスクアセスメントが必要となるだろう。加えて、良く知られたリスクあるいはコントロールの手段が既に確立されているリスクを特定し、もし適切ならば、より洗練された技術を用いて、さらなるアセスメントが必要な個所を明らかにする必要もある。

リスクアセスメントと完全なものとするために、より一層の措置が必要となる場合には、少なくとも次のステップを経る必要がある。仕事の様々な局面において、ハザードを特定すること、そのハザードにさらされているであろう人々全てを特定すること（とりわけリスクにさらされている人々のグループを特定することも行う）、

リスクの見積もり、現在の予防的措置の信頼性と適切性の検討、そのリスクを除去しうる可能性があるならば、過去の事例を参照しつつ、新たな措置を導入する必要があるかを検討すること、予防的措置の優先順位を決めること。

（5）リスクアセスメント後の行動

ガイドラインでは、リスクアセスメントを行ったあとの対応のしかたについて、それぞれリスクの程度に応じて以下のように行動すべきとしている。

リスクアセスメントは、リスクが適切にコントロールされているか、もしそうでなければ、リスクを減少させる選択肢はあるか、優先順位はどうか、安全衛生の観点から労働者が利用できる保護レベルを向上させる方策はあるか、労働者以外が影響を受けることはあるか、等を特定するものでなければならない。

そして、リスクに対する評価に応じて、アセスメントの後の行動も異なってくる。まず、重大なリスクはなく、また、将来的にもリスクが増大する見込みがないときは、アセスメントを終了し、さらなる措置は必要ない。国の基準に収まっている場合など、リスクが許容できる水準にコント

コントロールされている場合には、可能であれば、保護レベルを向上させるが、アセスメントは終了する。この場合、具体的な水準をどこに設定するかは、使用者に委ねられる。

現状ではリスクはコントロールされているが、将来的には当該リスクが増大することが合理的に予測される、あるいは、現在のコントロールシステムが不十分となる可能性がある場合には、保護レベルを向上させるような予防策および、さらなる危険が生じる可能性を増大させず、除去、コントロール、あるいは最小化できる予防策を決定する。リスクの可能性はあるが、それが病気や怪我をもたらすものか証拠がない場合は、現在の措置と、模範的な水準とを比べ、適切ではなかった場合には、予防的措置を向上させるために何をすべきかを決定する。リスクは適切にコントロールされているが、**ECC 指令 89/391 の 6 条 2 項**に規定されている一般原則とは一致していない場合は、リスクを除去するか、あるいは、指令に合致するよう、リスクをコントロールするための方法および体制を変更する。リスクが大きく、現状では適切にコントロールされていない場合は、リスクにさらされるのを防いだりコントロールするための、迅速かつ暫定的な措置を決定する。長期的視野に立ったアセスメントが必要である。リスクが存在するかを知る方法がない時は、前述のいずれかの結論に達する可能性があるまで、より多くの情報を探し続ける必要がある。

アセスメントを行える人材を確保することおよびその指名に従業員が関与できるようにすること、アセスメントの結果をうけた予防・保護措置の整備およびその効果が持続するよう監視を行える体制作りが必要であるとされる。

使用者は、リスクアセスメントを行う責任を果たすため、また、労働者の安全と健康を保護するために必要な措置を講ずる責任を果たすため、十分に準備をする必要がある。リスクの除去あるいはコントロールのためのアクションプランを策定し、改良し、監視することが推奨される。

このアクションプランには、以下のものが含まれる。アセスメントを委任し、組織し、コーディネートすること、アセスメントをすることのできる人材を指名すること、アセスメントをおこなう予定の人物を指名する際に、従業員代表の意見を聞くこと、アセスメントを行う人物に対し、必要な情報、訓練、資源およびサポートを提供すること、関連する箇所でアセスメントを行う人々の相互交流を進めること、

労働者の関与を促すこと、リスクアセスメントの再検討や改訂のための手配をおこなうこと、アセスメントの結果を受けた予防的あるいは保護的措置ができるようにすること、予防的あるいは保護的措置の効果が持続するよう監視すること、労働者あるいはその代表者にアセスメントの結果及び導入された措置を知らせること。

(6) リスクアセスメントのための組織

ここでは、リスクアセスメントを行うための組織について記載されている。リスク

(7) リスクアセスメントを行う主体の選定

リスクアセスメントを実施する主体としては、使用者自身、使用者から指名さ

れた従業員、外部の専門的機関が考えられる。どのような主体がおこなうにせよ、リスクアセスメントを行う能力があるかが重要となる。そこで、リスクアセスメントを実施する人物および使用者は、付加的な措置が必要か否かを把握しておくため、リスクアセスメント実施者のアセスメント能力の限界を認識しておくことが非常に重要となる。そして、場合によっては、異なった能力を有する人物が協同してアセスメントをおこなわせる必要があるとしている。この点につき、リスクアセスメントをおこなう人物は、自己の能力を示すため、リスクアセスメントに対する一般的な方法を理解していること、その方法を作業場において行う能力があること、単独では適切にアセスメントを行うことができない状況を特定できること、を示すことができるとしている。

どのような組織であっても、リスクアセスメントを実施する人物を最終的に決定するのは使用者である。リスクアセスメントを実施する人物としては、使用者自身あるいは使用者から指名された従業員が考えられるが、そのほか、外部の機関を利用する方法もある。

どのような人物がおこなうにせよ、その能力があるかが重要である。しかし、実施者として指名された人物が、必要な職務の全てを実施する能力のない場合もありうる。たとえば、十分な能力を持った電気エンジニアであっても、場合によっては、複雑な化学変化から生じるリスクをアセスメントするために必要なトレーニングを受けおらず、そのための知識を有していない

かもしれない。リスクアセスメントを実施する人物および使用者は、付加的な措置が必要か否かを把握しておくため、リスクアセスメント実施者のアセスメント能力の限界を認識しておくことが非常に重要である。実際、リスクアセスメントを実施する際には、異なった能力を有する複数の人物がチームとなって行う必要がある場合が多い。

リスクアセスメントをおこなう人物は、自己の能力を示すため、次の能力があることを示すことができる。リスクアセスメントに対する一般的な方法を理解していること。その方法を作業場において行う能力があること。たとえば、安全衛生の問題を特定できること、必要に応じた優先順位をつけることができること、リスクを除去あるいは減少させるために必要かつ相対的に利点のある選択肢を提案できること、効果を評価できること、安全衛生を促進できること。アセスメントをサポートしてくれる人物がなければ適切にアセスメントを行うことができない状況を特定でき、さらなるアセスメントを行う必要性についてアドバイスできること。

十分なリスクアセスメント技術が必要とされる場合には、アセスメントを実施する人物は、十分な論理的分析およびシミュレーション、性質決定（とりわけ、頻度は少ないが重大な結果が生じる出来事について）の技術に精通しているべきである。

リスクアセスメント実施者の仕事は、リスクを除去あるいは減少させるためにとるべき措置をおこなうために、リスクの特定をおこなうこと、また、予防手段あるいは優先順位についての提案をおこなうことで

ある。

リスクアセスメントの手配および予防、コントロール、監視は、使用者が決定すべき事柄である。比較的小規模な企業では、当該職務は 1 人でおこなうのが望ましいだろう。大企業および組織が複雑な企業では、それぞれの専門的知識、技能を有する複数の人物によって分割するのが良いだろう。

（8）情報の必要性

リスクアセスメントの実施者は、既に存在とその原因が知られているハザードとリスク、仕事で使われる材料、設備及び技術、仕事のプロセス及び組織等、ハザードにさらされる可能性や頻度など、ハザードにさらされることと結果との関係、職場にみられるリスクについての法的水準と要求、特に法的水準がない分野においては、何が好ましい実践例とされているかについての知識ないし情報を有していなければならない。また、同じ作業場におけるアセスメントの実施者は、相互に情報を共有する必要があるし、使用者もその促進に努めなければならない。

リスクアセスメントを実施する者は、以下の知識ないし情報を有していなければならない。既に存在とその原因が知られているハザードとリスク、仕事で使われる材料、設備及び技術、仕事のプロセス及び組織、労働者と当該労働者が使用する材料、ハザードにさらされるタイプ、可能性、頻度、時間的長さ、ハザードにさらされることと結果との関係、職場にみられるリスクについての法的水準と要求、特に法的水準がない分野においては、何が

好ましい実践例とされているか。

異なった者に使用される労働者が同じ作業場にいるところでは、アセスメントを実施する者は、お互いにリスクあるいはそのリスクに対処するための措置についての情報を共有する必要がある。使用者もその促進に努めなければならない。

（9）情報源

ガイドラインは、情報をどこから収集すべきかについて、以下のとおり述べている。

情報は、たとえば以下から収集する。起こりうる出来事を予見するため仕事の内容を分析すること、労働者及びその代表者への諮問及び彼らの参加、機械の製造者及び提供者のデータシート及びマニュアル、同業者組合あるいは安全衛生についての専門的知識を持つ者など専門的知識を有している機関や者、安全衛生に関する雑誌及びデータベース、国の機関からの情報、ニアミスなども含んだ災害についてのデータあるいは疫学的研究、書面化されているその地域の慣習、マニュアルおよび操作手続き、監視データ及び測量記録、健康診断から得られた匿名化されたデータ、関連する科学的技術的知識、ヨーロッパ及び各国によって定められた基準。

（10）記録

リスクアセスメントが適切に行われたことを確認するため、また、今後の基準作りに役立てられるため等の理由から、リスクアセスメントの結果についての記録は保管しておくべきことが述べられている。また、資料としての価値を担保するため、記録は、

これまでのリスクアセスメントのプログラムが効果的に実施されてきたこと、そのプログラムが実施された方法、特別あるいは一般的ではないリスク（たとえば業務中の感染症など）、特殊なリスクに直面している労働者のグループ、関連する他のリスク、適切なものとされてリスクアセスメントの際になされた判断（含：公刊されている基準あるいはガイドラインが利用できない場合にそれらの判断が根拠とした情報）、公刊されている基準やガイドライン、リスクをより減少させあるいは保護を向上させる措置についての推奨、アセスメントを再検討するための手配、を示すものでなければならないとされている。

リスクアセスメントの記録は、労働者等の意見も踏まえて作成されるべきであるし、彼らが利用できるようにしておく必要もある。使用者から安全衛生に関する特別な職務を与えられた労働者、及び、安全衛生に関して特別な責任のある従業員代表も利用できるようにすべきである。

リスクアセスメント結果についての記録は保管しておくべきである。これはとても有益な資料となるからである。全てのリスクがアセスメントされたことを示すための参照のポイントとして、あるいは、アセスメントで使用される基準として役立てられるうえ、記録されない結果は重要ではないと判断されたことを示すための参照のポイントとして役立てられる。しかし、記録は、その判断の適切性を担保できるものであることが必要である。そのためには、記録は、これまでのリスクアセスメントのプログ

ラムが効果的に実施されてきたこと、そのプログラムが実施された方法、特別あるいは一般的ではないリスク（たとえば業務中の感染症など）、特殊なリスクに直面している労働者のグループ（下水施設で働く人、電気メンテナンスをする労働者、クレーン車の運転手など）、関連する他のリスク、適切なものとされてリスクアセスメントの際になされた判断（含：公刊されている基準あるいはガイドラインが利用できない場合にそれらの判断が根拠とした情報）、公刊されている基準やガイドライン、リスクをより減少させあるいは保護を向上させる措置についての推奨、アセスメントを再検討するための手配、を示すものでなければならない。

アセスメントの記録は、労働者とその代表者の両者またはいずれか一方の諮問および参加を経て作成されるべきであるし、彼らが情報として利用できるようにすべきである。関連する労働者は、いかなる場合であっても、それぞれのアセスメントの結果及びそれをうけてとられた措置について知らされるべきである。

アセスメントの記録は、使用者から安全衛生に関する特別な職務を与えられた労働者、及び、安全衛生に関して特別な責任のある従業員代表も利用できるようにすべきである。

（11）措置の効果を確認すること

ここでは、リスクアセスメントの再検討及び改訂のため、リスクアセスメントの結果とられた措置の効果について、常にモニタリングしておくべきことが述べられている。

保護的および予防的措置を計画、組織、監視、再検討するための手配は、それらの措置の効果が持続し、かつリスクがコントロールされるように行われるべきである。監視活動によって得られた情報はリスクアセスメントの再検討及び改訂のために使われるべきである。

(12) 再検討及び改訂

リスクアセスメントは、企業の労働環境のさらなる向上を目指して行われるものである。その為、時系列的な企業の環境変化およびアセスメントの結果もたらされた環境変化等に応じて、リスクアセスメントの内容も絶えず更新し続けることが必要となる。

リスクアセスメントは、1回で全てが終わるものであってはならない。必要に応じて、再検討され、内容も変更されるべきものである。その理由は、以下のとおりである。

第一に、化学物質をより燃えにくいものに変更したり、機械を変更したりするなど、アセスメントは労働プロセスの変化をもたらすものだからである。当該変化の後にも、アセスメントは行われるべきである。

第二に、リスクを減少させるための予防的措置は労働プロセスに影響を与えるかもしれないからである。たとえば、輸送の安全性を高めるため、輸送路の変更をおこなうことは、運搬物の貯蔵の場所にも影響を与えるかもしれない。

第三に、従来のアセスメントが依拠していたデータあるいは情報が有用なものでなくなるため、従来のアセスメントが有効に

機能しなくなるからである。アセスメントは改良され、現状に沿ったものでなければならない。

第四に、情報化が進み、新たな情報が多くもたらされていることもあり、予防的保護的措置は、従来通りの方法では不十分、不適切なことも少なくないからである。

第五に、事故やニアミスを観測した結果、同様の事故を防ぐためには何らかの変更を行ったほうが良い場合もあるからである。ニアミスの観測によって、重要な情報が得られる場合もあるし、リスクを減少させるであろう措置の特定の手がかりになることもある。

C. 考察および結論

以上のように、EU のリスクアセスメントに関する法的枠組みとしては、労働安全衛生に関する一般的枠組みを定めた **1989** 年の枠組み指令が、その内容を定めている。そして、この枠組み指令に基づいた各国の取組を促進するため、より具体化した内容を欧州理事会がガイドラインとして作成し、各国に通知をしている。

事業者に課されたリスクアセスメントの内容は非常に多岐にわたる。枠組み指令 **6** 条および **9** 条に規定されているが、取組の具体的内容については、ガイドラインに規定がある。ガイドラインには、前述のとおり、リスクアセスメントの目的、重要な要素、方法等が詳細に書かれている。

ガイドラインでは、リスクアセスメントは、第一義的には、リスクの除去のために行われるべきものとされている。も

っとも、リスクの除去が不可能な場合であっても、できるだけリスクを減らし、かつ新たな知識および技術がもたらされた場合には、さらなるリスクの減少のための措置を講ずべきことが強調されている点は重要である。加えて、リスクアセスメント及びリスクの除去が、新たなリスクを生み出すものであってはならないことも注意喚起されている。また、リスクアセスメントを行う際に考慮すべき重要な要素について、リスクアセスメントは、合理的に予見可能なあらゆるリスクを網羅すべきであること（日常生活に通常伴うリスクは除く）、作業場の性質に応じてリスクアセスメントのあり方も変わること、他企業の従業員や顧客など、外部者が作業場に存在する可能性も考慮してリスクアセスメントを行うべきこと、等の要素につき、特に注意を促している。

リスクアセスメントの方法については、まず、あらゆるハザード及びリスクが考慮されるようにリスクアセスメントをすべきであること、そして、リスクが特定されたら、まずはそれが除去しうるものかどうかから考察すべきであることという大原則を述べる。そのうえで、リスクアセスメントに対するアプローチの方法として、作業場の環境の観測、仕事内容の特定、それぞれの仕事についてのリスクの評価、現在変化しつつある仕事内容の観測、労働パターンの分析、作業場に影響を与えうる外的要因の考慮、仕事上のストレスにつながるかもしれない精神的・社会的・身体的要因の調査、労働条件を維持するための組織の調査、があるとしている。また、リスクアセスメントは、個々のリスクを一体のものとして考

察するよりも、個々のリスクの集積として、細分化して扱うことが有益であるとしている。具体的には、リスク全体を、良く知られた、またコントロールの方法がすでに判明しているリスクと、より緻密な考察を必要とするリスクに分け、より緻密な考察を必要とするリスクについては、さらに、複雑なリスク状況に適用できる、より洗練されたリスクアセスメントの方法がないかを考察すべきであるとしている。

また、枠組み指令 11 条およびガイドラインでは、リスクアセスメントを実施するに際して、リスクの特定をより正確なものとするため、当該作業場および作業内容を熟知する、実際に働く労働者の意見等を十分に考慮に入れるべきとしている。

以上のようなリスクアセスメントを誰がおこなうかについては、枠組み指令 7 条やガイドラインに規定がある。そこでは、使用者に対し、リスクアセスメントを行う組織を十分に整えることを注意喚起したうえで、リスクアセスメントを実施する主体としては、使用者自身、使用者から指名された従業員、外部の専門的機関を選択肢として規定する。もっとも、どのような主体がおこなうにせよ、リスクアセスメントを行う能力があることが重要である。そこで、リスクアセスメントを実施する人物および使用者は、付加的な措置が必要か否かを把握しておくため、リスクアセスメント実施者のアセスメント能力の限界を認識しておくことが非常に重要であるとする。そして、場合によっては、異なった能力を有する人物に協同してアセスメントをおこなわせる必要があるとしている。

また、枠組み指令 10 条およびガイドライ

ンでは、事業者は、リスクアセスメント実施者に対し、当該事業場に存在するリスクおよび、労働環境につき求められる法的水準や望ましい水準について、十分に情報提供しなければならないと述べている。加えて、同じ作業場におけるアセスメントの実施者は、相互に情報を共有する必要があるし、使用者もその促進に努めなければならないとしている。

リスクアセスメントは、継続する事業活動において、絶えず安全な労働環境を提供するものでなければならない。そこで、ガイドラインでは、リスクアセスメントの再検討及び改訂のため、リスクアセスメントの結果とられた措置の効果について、常にモニタリングしておくべきとしたうえで、時系列的な企業の環境変化およびアセスメントの結果もたらされた環境変化等に応じて、リスクアセスメントの内容も絶えず更新し続けるべきであるとされている。

以上、EU が加盟各国に課すリスクアセスメントの内容を見てきた。ここで重要なことは、EU 枠組み指令およびガイドラインの全体を通じて、技術の進歩および労働環境の変化に対応するため、リスクアセスメントの内容は不断に再検討されるべきこと、および リスクアセスメントの作成および改訂にあたっては、作業場の現実の労働環境や労務遂行方法を熟知する労働者およびその代表者に対する諮問および彼らの参加が不可欠であることが、常に強調されていることである。作業場に存在する現実のリスクを正確に分析し、これに的確に対処するためにも、以上の 2 点は不可欠であると言えよう。わが国においても、リスクアセスメントそのものの内容の適切性を

担保するために、この点に関する法的枠組みおよび実務上の仕組みをどのように構築するかが、リスクアセスメントの実効性を確保するもっとも重要なカギになるのかもしれない。EU における取組を分析することで、重要な示唆が得られたように思う。

D. 研究発表

1. 著書発表

鈴木俊晴『労働者の傷病と産業医の関与についての法政策 - フランス労働医が有する就労可能性判定機能の歴史的分析を手がかりとして - 』（早稲田大学出版部、2015 年 3 月）

2. 論文発表

鈴木俊晴「「違法労働」監視制度の国際動向」日本労働研究雑誌 654 号 53～62 頁（2014 年 12 月）

鈴木俊晴「ストレスチェック制度の意義と問題点」季刊労働法 250 号 11～27 頁（2015 年 9 月）

3. 学会発表

（該当なし）

E. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得

（該当なし）

2. 実用新案登録

（該当なし）

3. その他

（該当なし）

F. 引用文献

1) Catherine Barnard, EU EMPLOYMENT LAW, 4th ed., oxford university press, 2012, pp. 501-532.

2) Jane E. Kineke, The EEC Framework Directive for Health and Safety at Work, Boston College International and Comparative Law Review, Vol.4, Issue 1, pp. 214-224.

3) European Commission, Guidance on risk assessment at work, Office for Official Publications of the European Communities, 1996.

**4) ヨーロッパ労働安全衛生協会における1989年枠組み指令に関するウェブサイト：
<https://osha.europa.eu/en/legislation/directives/the-osh-framework-directive/1>**

**5) 中災防：海外事情・国際協力ウェブサイト：
<http://www.jisha.or.jp/international/index.htm>**

